財産管理に関する活動

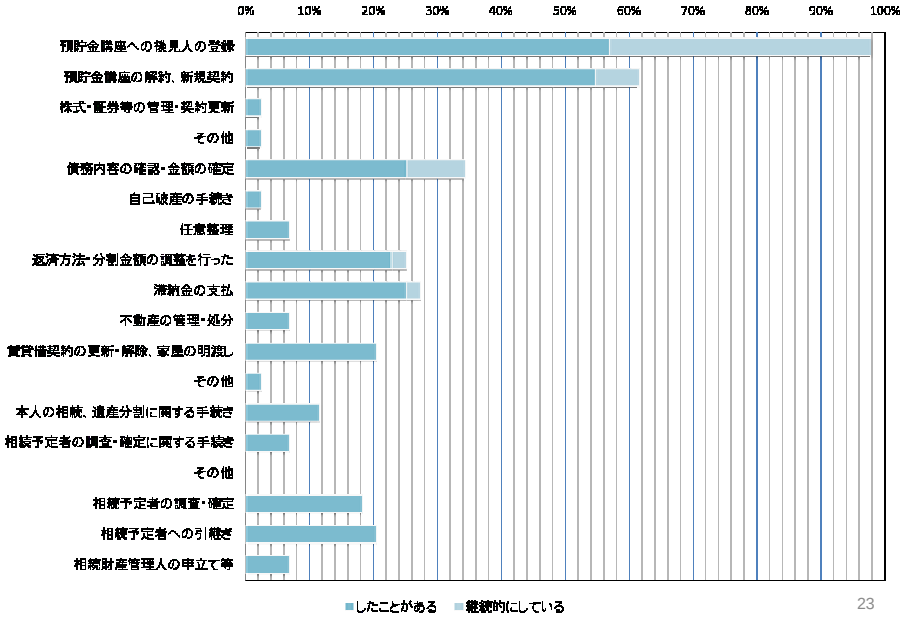

23

福祉施設との対応に関する活動

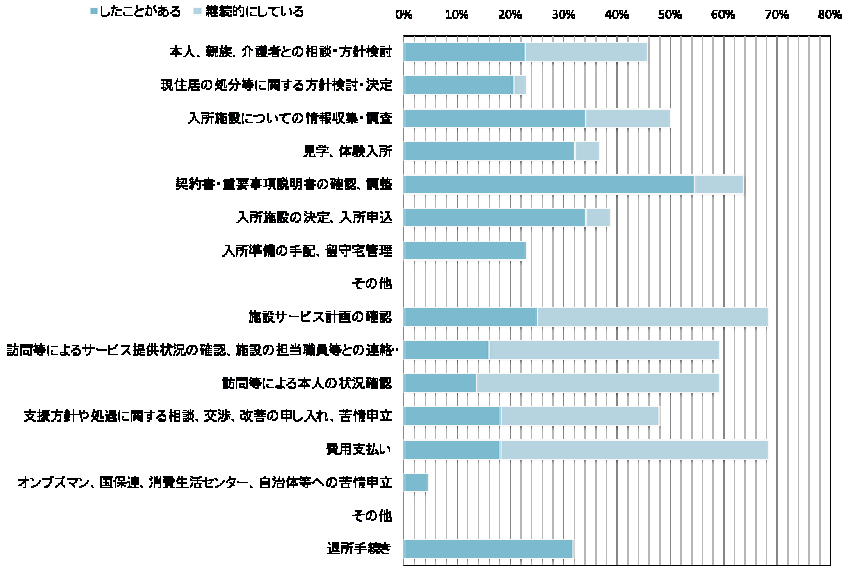

24

医療に関する活動

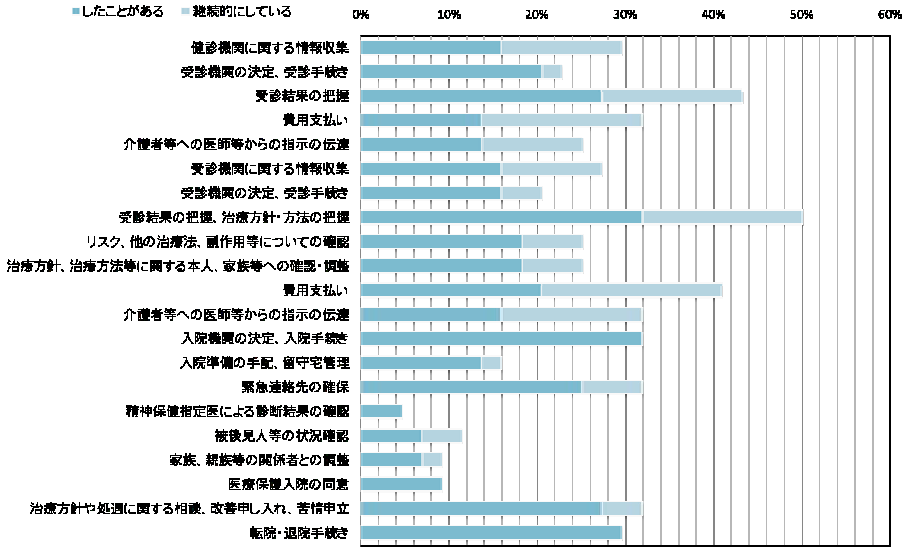

25

「市民後見人」に期待されること
（「活動マニュアル」から）

１）本人の意思の代弁
２）基本的ニーズの充足と本人らしい生活の質の向上
３）良好な社会関係の構築
４）適切なサービスの活用
５）適切な財産管理と本人にとって有意義な財産活用
６）地域社会における権利擁護の推進と成年後見制度の普及

26

伊丹市福祉権利擁護センター説明資料

伊丹市福祉権利擁護センター
イメージキャラクター「幸犬くん」

＜伊丹市社会福祉協議会における権利擁護の経緯＞

平成１８年度　○地域包括支援センターの受託
　市内「介護支援センター」を窓口ブランチとした

平成１９年度　○地域生活支援センターの受託
　障がい者の就労及び生活の支援センターを受託
○「地域福祉推進室」を設置
　地域担当、包括、地域生活、ボラセンを統合化
○総合相談支援体制の構築に向けた研究

平成２０年度　○伊丹市福祉対策審議会（伊丹市）
　「権利擁護ワーキング」を設置・報告
○総合相談支援体制の構築に向けた研究報告
　「権利擁護センター」の必要性を報告

平成 21 年度　○伊丹市社協第５次発展計画策定
　「権利擁護」を事業計画に明記
○「（仮称）権利擁護センターの設置に向けた研究委員会」を発足
○伊丹市地域福祉計画改定の開始（伊丹市）

平成２２年度　○伊丹市社協第５次発展計画を始動
○独立行政法人福祉医療機構の特別助成決定
　助成による啓発、調査等の活動を実施
○「（仮称）伊丹市権利擁護センター設置準備会」お呼び「実務担当社会」を発足

平成 23 年度　○伊丹市福祉権利擁護センターを開設

伊丹市福祉権利擁護センター概要

□平成 23 年７月 20 日作成

＜設置目的＞
　判断能力に支援が必要な人の「自分らしく生きる」ことを実現するための権利擁護の相談支援や多様な後見支援活動を司法・医療等の専門家や専門機関、さらに市民と連携・協働して推進します。

＜設置目的＞
- 権利擁護を社会福祉法人の共通する課題として対応する。（社会福祉法人による協働運営の考え方）
- 医療・司法等の専門家が参加しやすい仕組みを作る。（運営委員会等の参加）
- 福祉分野における成年後見制度や権利擁護等の機関を作る。（福祉分野における権利擁護の窓口を開設）
- 市民も参画する。（市民後見人等の養成や啓発活動）

＜事業内容＞
①調整支援事業（既存の相談支援活動における権利擁護相談支援のバックアップ）
（１）支援方針の合意形成支援：多職種が関わる事案についての支援方針等の共通認識の形成（支援方針の担保）
（２）個別事案支援（カンファレンス）：個別事案のより積極的な相談支援が行うための専門家等からの支援体制
（３）申立て支援：成年後見制度等の手続きの支援
（４）専門的支援：相談支援事業所の相談員への専門家による研修
②後見支援事業（後見の層を厚くする事業の展開）
（１）市民後見人養成事業：市民後見人の養成
（２）後見サポーター養成派遣事業：後見サポーター（ボランティア）の養成及び派遣
（３）法人後見支援事業：伊丹市社協を含め、法人後見の促進と支援
（４）福祉サービス利用援助事業：個別契約に基づく福祉サービス利用援助・日常金銭管理（県社協委託）
（５）市民啓発事業：市民向け啓発事業（講演会等）

（運営委員会の役割）
○運営委員会は、「福祉権利擁護センター」の事業計画・予算及び規約等を決定する。
○協働参画する団体・組織で構成（委員は団体・組織を代表する者）
○「幹事」と「委員」で構成。「幹事」は市内の７つの社会福祉法人代表で構成、代表と副代表を務める。
○委員出席は、無報酬(但し、交通費等実費の弁償は有り)
○委員会は、最低年２回開催

（調整支援委員会の役割）
○調整支援委員会の委員は、事務局が選任し（複数名）、運営委員長が委嘱。運営委員会へ報告。
　選任予定（医師、弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士、行政職員など）
○調整支援委員会の委員は、極力、地元は隣接地にお住まい、もしくは開業している方を選任する予定
○調整支援委員会は、次の形態で実施
　①全体会（委員会の開催）　②個別対応（カンファレンス）
○全体会（委員会の開催）は、年６回程度
○個別対応（カンファレンス）は、事案により随時依頼
○委員には、委員報酬を出す

（後見支援委員会の役割）
○後見支援委員会の委員は、事務局が選任し（複数名）、運営委員長が委嘱。運営委員会へ報告。
　選任予定（弁護士、司法書士、税理士、学識経験者など）
○後見支援委員会は、全員対応の委員会方式で実施
○委員会の開催は、年６回程度
○委員には、委員報酬を出す

伊丹市福祉権利擁護センター全体図

平成 23 年６月６日作成

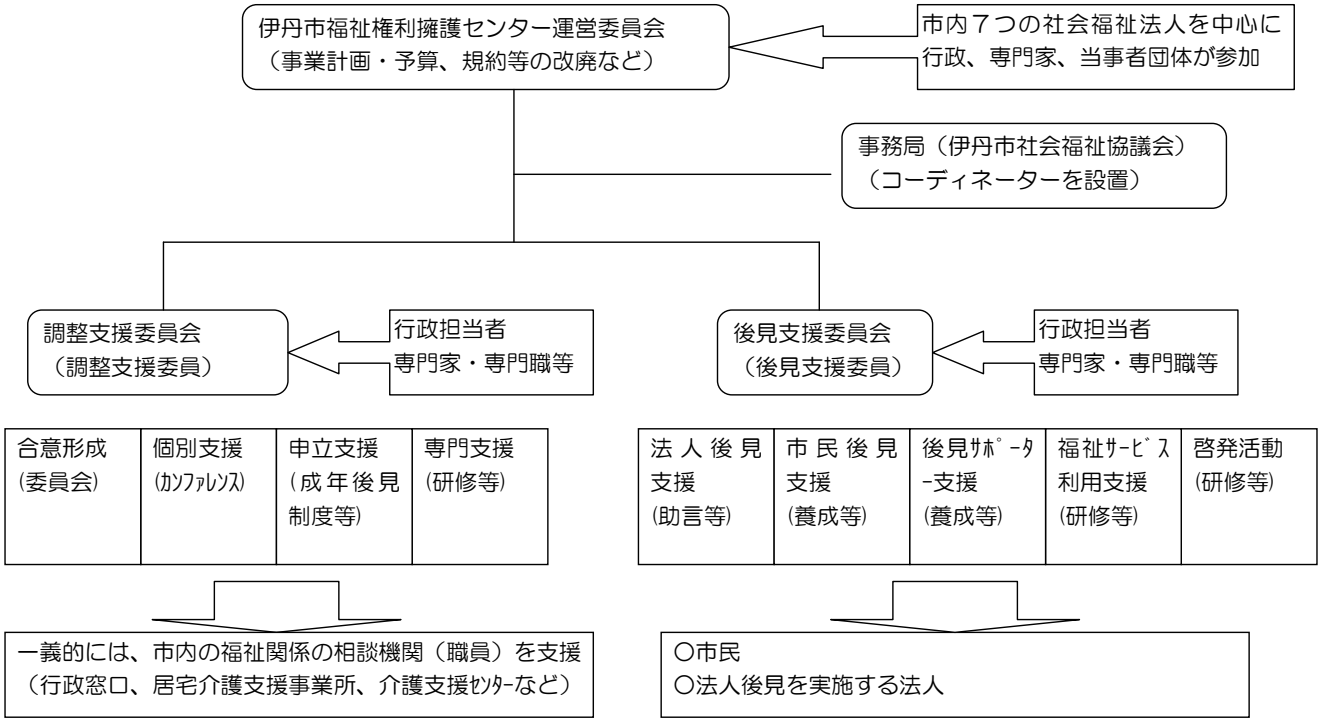

岸和田市の成年後見制度における地域包括支援センター等との連携

１．岸和田市

人口　約 20 万人

地域包括支援センターは、3 箇所に委託

２．成年後見制度について

平成 15 年より市長申立てを開始し、現在までの申立実績は 41 件

【内訳】高齢者 32 件、知的障がい者８件、精神障がい者１件

後見 37 件、保佐１件、補助３件

過去４年間の申立件数

・平成 20 年度：高齢者 5 件、知的障がい者 2 件

（後見 6 件、保佐 1 件／全て専門職後見）

・平成 21 年度：高齢者 5 件、知的障がい者 1 件

（後見 5 件、補助 1 件／法人 1 件、専門職 5 件）

・平成 22 年度：高齢者 6 件、知的障がい者 1 件

（後見 7 件／法人 1 件、専門職 6 件）

・平成 23 年度：高齢者 3 件、知的障がい者 1 件

（後見 3 件、保佐 1 件／法人 3 件、専門職 1 件）

３．高齢者虐待対応会議（毎月定例開催）

・行政２名、地域包括支援センター３箇所（4 名）、CSW１名、その他

・個別に行なうケース検討会議とは別に、高齢者虐待事案に対する、全体の報告、終結の確認や見守り状況を各虐待事案の担当者より行い、全体の把握を行なう。

・研修開催やパンフレット作成等などもこの会議で検討。

４．権利擁護検討会議（毎月定例開催）

・行政２名、地域包括支援センター２名、日常生活自立支援事業（社協）２名、その他（必要に応じて、生活保護や障がい福祉担当者も参加）

・個別相談や高齢者虐待事案等から成年後見制度の利用の必要性の個別検討。
日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行、類型、申立て人、役割分担、後見人等の検討
（市長申立てを決定するのではなく、実務者による事前検討の場）

５．市民後見人養成について

（背　景）

・認知症高齢者等の増加。日常生活自立支援事業利用者の増加

・第２次地域福祉計画・地域福祉活動推進計画（平成 19 年３月策定）の中で、「市民後見人の養成の検討」「法人後見の検討」。

・岸和田市社会福祉協議会のよる法人後見開始（平成 19 年準備会発足、平成 21 年より開始、現在５件受任）。

（市民後見人養成）

・平成 23 年度より市民後見人養成開始。大阪府と岸和田市の協働。
（大阪府、大阪府社会福祉協議会、岸和田市、岸和田市社会福祉協議会）

・平成 23 年７月、8 月、9 月にオリエンテーション（約 200 人受講）を行い、10 月から 4 日間の基礎講座、11 月から平成 24 年 3 月までに、9 日間の実務講習及び現場実習 4 日間（養成カリキュラムは大阪市を参考）を行う。

・平成 24 年度から市民後見人活動支援開始。（岸和田市、岸和田市社会福祉協議会）
行政は、申立てだけでなく、市民後見人養成及び活動支援を行なうにあたり、市民後見人受任の支援、活動支援を行なっていく。

・平成 24 年度以降、大阪府内広域（ブロック別など）での養成検討。

記

1．掲載するＵＲＬについて

http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/shiminkouken.html

（厚生労働省ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞介護・高齢者福祉＞市民後見）

2．市民後見推進事業の実施概要等について

市民後見人の養成や活動の支援に関する事業を実施していない市区町村の今後の取り組みの参考に資するため、上記ＵＲＬにおいて、市民後見推進事業の内示を受けた市区町での事業の実施状況の掲載や当該市区町ホームページ等へのリンクを考えております。

つきましては、今回市民後見推進事業の内示を受けた市区町においては、事業の実施概要（ＰＤＦ等）やホームページのリンク先を都道府県を通して適宜お知らせください。

また、進捗状況については当室から照会等を行うことにより逐一把握したいと考えていますので、ご協力をお願いします。

3．最高裁判所からの通知

老人福祉法の一部改正及び市民後見推進事業については、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の交付等について」（平成23年6月24日最高裁家一第002864号（訟ろ－07）最高裁判所事務総局家庭局長通知）により、各高等裁判所長官・家庭裁判所長へ通知済みであることを申し添えます（別添「老人福祉法改正通知」のとおり）。

（本件連絡先）
厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室　吉野
電話：03-5253-1111（内線3871）
03-3595-2168（夜間直通）
ＦＡＸ：03-3595-3670
E-mail：yoshino-takashiaa@mhlw.go.jp

写

最高裁家一第002864号

（訟ろ－０７）

平成２３年６月２４日

高等裁判所長官　殿

家庭裁判所長　殿

最高裁判所事務総局家庭局長　豊　澤　佳　弘

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布等について（通知）

標記の法律が，平成２３年６月２２日付けの官報（号外第１３１号）で，同年法律第７２号として公布されました。この法律は，同法附則第１条により，一部の規定を除き，平成２４年４月１日から施行されます。

このうち老人福祉法の一部改正については，別紙第１のとおり第３２条の２が新設され，後見等に係る体制の整備等として，市町村は，後見，保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等に努めなければならないこととされ，都道府県はその実施に関し援助を行うよう努めなければならないこととされました。

なお，この点につき，第１７７回国会参議院厚生労働委員会において別紙第２のとおり附帯決議がされました。

おって，これに関連して，厚生労働省は，本年度から一部の市区町において「市民後見推進事業」を実施することとしていますが，この事業の実施要綱，イメージ図及び実施市区町は別紙第３ないし別紙第５のとおりです。

（編注）別紙第1、第3、第4は、本レジュメ集の田中一裕氏のレジュメの中に含まれていますので省略しました。

（別紙第２）

（原文は縦書き）

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成２３年６月１４日

参議院厚生労働委員会

政府は，本法の施行に当たり，次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

１～６（略）

７　認知症対策を推進するため，地域における医療，介護等の緊密な連携を図るとともに，市民後見人の活用を含めた成年後見制度の周知・普及を図り，権利擁護の体制整備を促進すること。

（別紙第5）

平成23年度市民後見推進事業実施市区町一覧

No.	市区町村名	都道府県名	事業区分 ※				備　考
			①	②	③	④	
1	釧路市	北海道	○	○	○	○	
2	余市町		○		○		他市町村との共同実施
3	南富良野町		○	○	○	○	
4	本別町		○				
5	八戸市	青森県	○	○	○		
6	湯沢市	秋田県	○	○		○	
7	横手市		○	○	○		
8	福島市	福島県	○				
9	本宮市		○				
10	玉村町	群馬県	○	○	○	○	
11	飯能市	埼玉県	○				
12	松戸市	千葉県	○	○			
13	墨田区	東京都	○	○	○	○	
14	横浜市	神奈川県	○	○	○		
15	小矢部市	富山県	○	○	○		他市との共同実施
16	加賀市	石川県	○	○	○	○	
17	あわら市	福井県	○	○	○	○	
18	北杜市	山梨県	○				
19	沼津市	静岡県	○	○		○	
20	富士市			○		○	
21	豊川市	愛知県	○			○	
22	高浜市		○				
23	大津市	滋賀県	○	○	○		
24	大阪市	大阪府		○	○	○	
25	岸和田市		○		○		
26	神戸市	兵庫県	○	○	○	○	
27	西宮市		○	○	○	○	
28	米子市	鳥取県	○	○			
29	松江市	島根県	○				
30	浜田市		○	○	○		
31	笠岡市	岡山県	○	○			
32	坂出市	香川県	○	○			
33	松山市	愛媛県	○	○			
34	筑紫野市	福岡県	○	○			
35	山鹿市	熊本県		○			
36	水俣市		○				
37	薩摩川内市	鹿児島県	○	○	○		

※ 事業区分

① 市民後見人養成のための研修の実施

② 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

③ 市民後見人の適正な活動のための支援

④ その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

第5期　市民後見人養成講座（基礎講習）カリキュラム

月	日	時　間	科　目	内　容	目標	講　師
1	29（土）	9:45～	開　講　式			
		10:00～12:30	①社会福祉の動向と権利擁護について	地域福祉・権利擁護の理念、市民後見人の役割	「地域福祉」や「権利擁護」の理念を理解し、市民後見人の必要性・役割を認識する	大阪市立大学大学院　教授
		13:30～16:00	②成年後見制度	法の理念と制度内容、後見事務、市長申立てについて	法の理念を理解し、法定後見と任意後見の概要と後見人等の職務について理解する	大阪弁護士会ひまわり弁護士
2	5（土）	10:00～11:25	③人権問題	大阪市における人権課題など	大阪市におけるさまざまな人権課題を認識し、特に権利侵害を受けやすい高齢者・障害者の課題を理解する	大阪弁護士会ひまわり弁護士
		11:35～13:00	④法定後見の申立の流れ	申立から後見等開始までの流れ	大阪家庭裁判所における申立から後見等開始までの流れと申立実務を学ぶ	大阪家庭裁判所書記官
		14:00～16:00	⑤福祉サービスと社会資源	関連福祉サービス、関係機関との連携	関連する事業・福祉サービス・社会資源を理解し、関係機関との連携の大切さを学ぶ	大阪市社会福祉研修・情報センター相談支援課　副主幹
2	26（土）	10:00～12:30	⑥対象者の理解	認知症、知的障害、精神障害についての理解	対象者についての理解を深めるため、それぞれの特性について認識する	大阪社会福祉士会社会福祉士
		13:30～16:00	⑦後見人の職務（1）	身上監護、財産管理等具体的な業務	実際の後見人の職務について、身上監護、財産管理の業務を学び、具体的な実務を理解する	成年後見センター・リーガルサポート大阪支部司法書士
3	5（土）	10:00～12:00	⑧後見人の職務（2）	後見人から学ぶ（体験に基づく話など）	実際に後見人として活躍される専門職の方の話を聞くことによって、後見人の実務についてのイメージを高め、質疑応答により、疑問点を解消する	当センター受任調整・企画会議委員（大学院教授、弁護士、社会福祉士、司法書士） 市民後見人2人
		13:00～16:00	⑨まとめ	事例検討（グループワーク） 次期の実務講習について	グループワークにより、課題として事例を検討し、実践的な力を養う	当センター受任調整・企画会議委員（大学院教授、弁護士、社会福祉士、司法書士）

第5期　市民後見人養成講座（実務講習）カリキュラム

平成23年5月27日作成

月	日	時　間	科　　目	内　　容	ねらい	講　　師（昨年参考）
5	21	９：４５～	開　講　式			
		１０：００～１２：３０	１　地域福祉の推進と市民後見人の役割	地域福祉の推進と市民後見人の役割・権利擁護判断能力が不十分な方の意思決定の支援	地域福祉の視点での市民後見人としての役割・権利擁護を再認識してもらい、市民後見人活動の理念を理解する	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授
		１３：３０～１６：００	２　成年後見制度	制度内容と後見事務について（同意・取消権、代理権の内容等）～市長申立での虐待事例を踏まえて～	同意権・取消権、代理権の内容について理解し、成年後見人としての職務を考える	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
5	28	１０：００～１２：００	３　対象者の理解（１）	認知症の特性（と接し方）	認知症の症状を医学的な側面（障害・疾病として）から理解する	大阪市立弘済院附属病院神経内科兼精神神経科 部長
		１３：００～１４：２５	６　大阪市の福祉制度（１）	大阪市の高齢者福祉施策について（高齢者虐待防止について）	地域包括支援センター、地域支援システムを中心とする大阪市の高齢者福祉について理解する	大阪市健康福祉局高齢者施策部　高齢福祉課 担当係長
		１４：３５～１６：００	７　大阪市の福祉制度（２）	介護保険制度について	制度の概要を理解し、相談窓口を知る	大阪市健康福祉局高齢者施策部　介護保険課 担当係長
6	11	１０：００～１２：００	８　大阪市の福祉制度（３）	障害者自立支援制度の仕組みと内容、福祉サービスと社会資源（知的障害者、精神障害者について）	制度の概要を理解し、相談窓口を知る	大阪市健康福祉局障害者施策部 障害福祉課　担当係長
		１３：００～１４：２５	４　対象者の理解（２）	知的障害者の特性（と接し方）	知的障害について医学的な側面（障害・疾病として）から理解する	大阪市心身障害者リハビリテーションセンター 相談担当係長
		１４：３５～１６：００	５　対象者の理解（３）	精神障害者の特性（と接し方）	精神障害について医学的な側面（障害・疾病として）から理解する	つつみクリニック 医師
6	25	１０：００～１１：００	９　消費者保護と相談機関	消費者被害の現状（判断能力が不十分な人の被害と対応）	判断能力の不十分な人の被害の現状・動向を知ったうえで相談窓口を理解し、後見人としての活動に生かす	大阪市消費者センター 相談員
		１１：１０～１２：３０	10　大阪市の福祉制度（４）	生活保護制度について	制度の概要を理解し、相談窓口を知る	大阪市健康福祉局生活福祉部　保護課 担当係長
		１３：３０～１４：５５	11　大阪市の福祉制度（５）	健康保険制度、後期高齢者医療制度について	制度の概要を理解し、相談窓口を知る	大阪市健康福祉局生活福祉部　保険年金担当 担当係長
		１５：０５～１６：００	12　年金制度について	年金制度等について	制度の概要を理解し、相談窓口を知る	大阪市健康福祉局生活福祉部　保険年金担当 担当係長
7	9	１０：００～１２：３０	13　関連法律知識	契約、親族、遺言、相続等	成年後見制度にまつわる関連法律について理解する。	大阪弁護士会ひまわり 弁護士
		１３：３０～１５：３０	14　後見業務の実際（１）	財産管理の実務（金融機関との付き合い方・債務への対応について）	就任時と終了時の手続を理解し、触れながら金融機関との付き合い方、債務への対応について理解する	成年後見センター・リーガルサポート大阪支部 司法書士
		１５：４０～１６：００	15　事前オリエンテーション	演習、グループワークに入る前に		事務局
7	23	１０：００～１２：００	16　後見業務の実際（２）	身上監護の知識・実務（事実行為との違い、サービスの確保等）	身上監護の基本を理解する	大阪社会福祉士会 社会福祉士
		１３：００～１６：００	17　後見業務の実際（３）演習	身上監護を中心とした演習	被後見人の具体的な生活支援について事例を通して学ぶ	大阪社会福祉士会 社会福祉士
8	6	１０：００～１２：００	18　後見業務の実際（４）	後見業務における家裁への連携と報告（報告書の作成方法等）	家裁への報告作成について理解するとともに家裁と後見人との関係を理解する	大阪家庭裁判所
		１３：００～１３：５５	19. 後見業務の実際（５）	終了事務について		大阪弁護士会ひまわり 弁護士
		１４：０５～１６：００	20　後見業務の実際（6）演習	就任時の手続き、財産目録の作成	就任時の手続等を事例を通して学ぶ	大阪社会福祉士会 社会福祉士
8	20	１０：００～１２：３０	21　事例検討（１）応用	グループワーク	事例を通して後見人としての実務を学ぶ	大阪社会福祉士会 社会福祉士
		１３：３０～１６：００	22　事例検討（２）応用	グループワーク	事例を通して後見人としての実務を学ぶ	大阪社会福祉士会 社会福祉士
9	3	１０：００～１２：３０	23　施設実習のふりかえり	グループワーク	施設実習のふりかえりを通して被後見人との接し方、施設との関わりを考える	教授、 弁護士、社会福祉士、司法書士
		１３：３０～１６：００	24　まとめ ○成年後見支援センターについて	市民後見人バンクへの登録に向けて		教授、弁護士、社会福祉士、司法書士、市民後見人
5～8		施設に応じて	施設実習	福祉施設での実習（原則４日間）		各施設

日本成年後見法学会
第8回学術大会（H23.10.29

兵庫県における「市民後見人養成事業」について

兵庫県健康福祉部社会福祉局
高齢社会課長　　池　内　　力

1

市民後見人養成事業取組の背景

●成年後見制度の全国的な状況
(1) 平成12年度の開始以来、申し立て件数は増加
(2) 市町村長申し立て件数の増加
1,033件（H18）→ 1,564件(H19)（6.1%）
(3) 第三者後見の増加
17%（H18）→約28%(H19)

平成20年度　県内各市町の成年後見制度の利用状況

内容	実施市町	対象（件）					
		認知症	知的障害	精神障害	その他	合計	備考
相談支援	37	4,228	73	65	125	4,491	1市未把握
親族申立て支援	20	86	8	6	8	108	1市未把握
市町長申立て	14	86	15	4	1	106	

市民後見人養成にかかる県・市町の役割

●市民後見人の養成は市町の本来的な役割である。しかし、全県的に市民後見人を養成する必要があり、かつ市町の養成体制を構築するため、県が基金を活用し、市町の主体的な養成につながるよう財政支援を行う。
●なお、24年度以降は市町独自で養成を図り、県は市町への後方支援を行う。

県	養成のノウハウをマニュアル化し、各市町に提供する。 各市町において養成・監督出来る体制の構築を図る。
市町	養成された市民後見人を家庭裁判所に成年後見人候補として推薦する。 市民後見人に対して、家庭裁判所に報告する財産目録や収支予定表等の書類の作成や後見活動の方針等の相談支援及び、後見活動記録や金銭出納帳等の報告書の提出や面談による後見活動の監督を行う。

市民後見人養成事業

● 主旨・目的

地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等の権利擁護を図るため、身近な地域で支援を行う「市民後見人」を養成するとともに、市町や市町社協等における活用に向けた仕組みづくりを推進する。（H21～23年度のモデル事業）

なお、市民後見に関する制度設計や経済的弱者の支援方策といった社会保障制度の中で検討が必要な課題については、国に対して提案していく。

市民後見人養成事業(H21～23)

● 事業内容

(1) 市民後見人養成事業検討会議の開催
（H21：2回、H22：2回、H23：5回）

(2) 市民後見人養成研修の実施（H22・23）

(3) 市民後見推進事業（国庫10/10）実施市への支援（H23）

(4) 市民後見人養成・活動支援マニュアルの作成（H23）

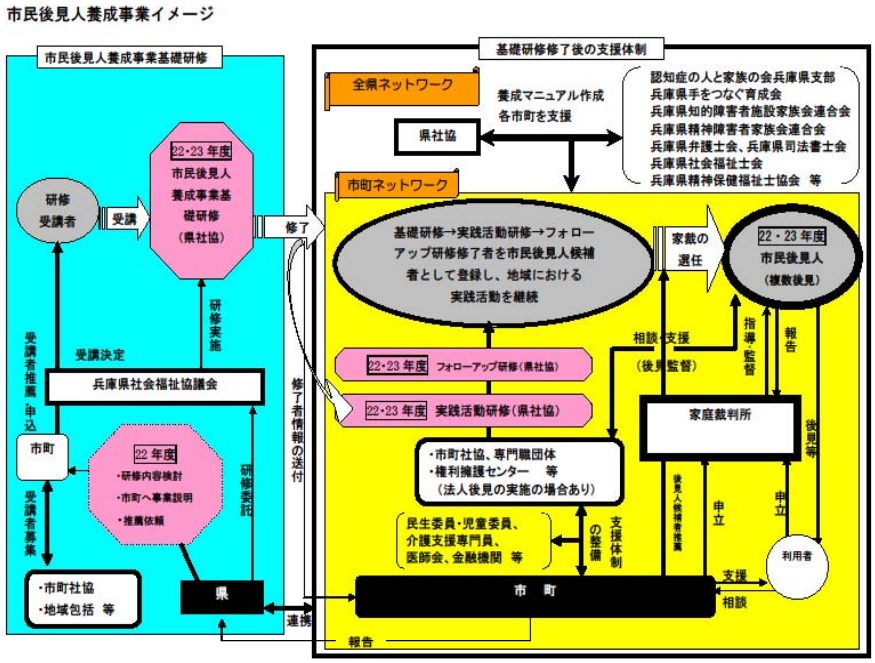

市民後見人養成事業検討会議

● 検討内容

(1) 市民後見人の支援体制

(2) 市民後見人養成研修の実施について

(3) 市民後見人養成・活動支援マニュアルの策定

● 構成員

当事者団体、法律専門職、福祉専門職、社会福祉協議会、市町、県

市民後見人養成事業検討会議において議論となったこと

- 市民後見人の報酬の取り扱い
- 後見監督は、どこが、どのように担うのか
- 家庭裁判所に選任されるための条件
- 家庭裁判所との調整
- 選任されるまでの支援体制
- 市町における財源確保

市民後見人養成研修
（兵庫県社会福祉協議会委託）

● 対象　次の要件に該当する者で市町の推薦がある者

ア　兵庫県内に在住する者

イ　高齢者･障害者に対する福祉活動経験があり、権利擁護に理解と熱意がある者

ウ　研修修了後、地域における実践活動を行う意志のある者

【弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認会計士、税理士、行政書士は対象外】

● 研修の種類と日程

（1）基礎研修　　３日間
（2）実践活動研修　　５日間
（3）フォローアップ研修　　３日間

市民後見人養成研修終了後の流れ

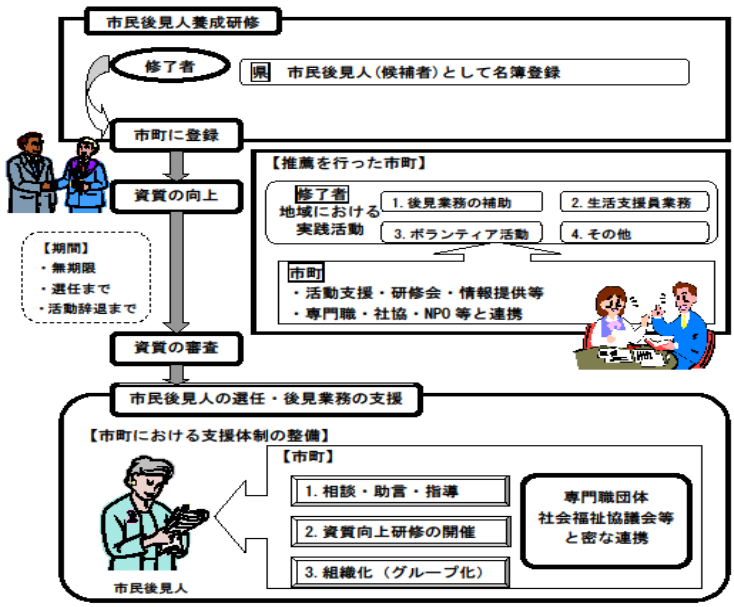

市民後見人養成スキーム

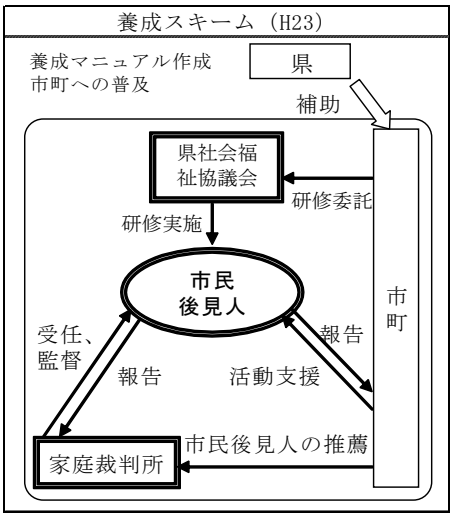

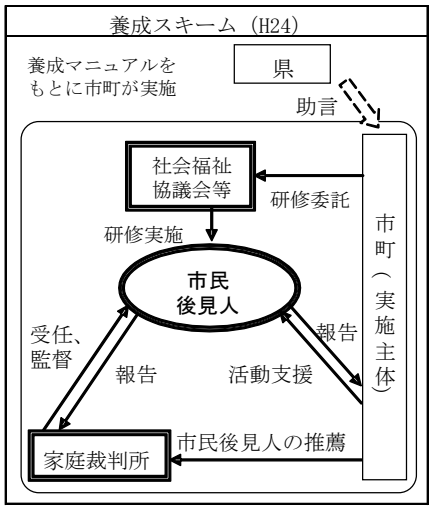

今後の県の役割

(1) 市民後見人養成・活動支援マニュアルを活用した市町における市民後見人体制整備への支援

(2) 市町の体制整備状況の把握と市町間格差の是正に向けた支援

パネルディスカッション－公的支援システムの具体的あり方
検討すべき論点（案）

Ⅰ　申立て等手続関連

1　申立手続についての相談・助言

専門職団体等とは別に，利用者や親族等の身近なところで相談・助言ができる公的機関が必要ではないか。公的機関が担うことで，市長申立て等の連携や事案により適切な専門職団体や機関への振り分け等も可能となる。

①　相談を受ける体制の整備　－　電話・来所等の体制と時間

②　相談担当者のレベル確保

③　専門職による専門相談の併設

2　申立費用の負担

資力のない者も利用できるようにする必要があり，公的援助が必要ではないか。

①　成年後見制度利用支援事業の拡充－市長申立要件の撤廃

②　市長申立ての拡充

Ⅱ　後見人の担い手

1　市民後見人の養成

市民後見人の養成につき厚生労働省が事業化したが，どの地域においても同様の権利擁護が確保できるように充実させる必要がある。

①　養成のための研修についての質の確保

・　研修機関の認定制度

・　研修内容の標準化

②　市民後見人候補者の質の確保

・　研修履修者というだけではなく，一定のレベルに達した者を確保するための選定システムの整備

・　国としての資格付与の検討

③　受任体制との一体化

家裁からの推薦依頼を受けうる体制と一体化することが必要。

2　市民後見人の支援

①　適任者推薦－受任調整会議

・　裁判所からの推薦依頼を受け得る正式機関が必要。

・　具体的案件に対してどの市民後見人が適任なのかを判断する仕組み。

・　裁判所から提供される具体的案件の情報管理。

② 相談支援体制

・ 市民後見人としての職務遂行における適切な助言や指導。

③ 専門家による助言体制

・ 問題によって専門家の助言も受けうる体制が不可欠。

3 親族後見人への支援

親族後見人に対して支援するシステムが無い。家庭裁判所による監督だけでは限界がある。

① 相談窓口の設置

② 後見人としての研修

家庭裁判所による研修では不十分であり，これを代替実施できる公的機関が必要ではないか。

③ 親族後見人の把握困難性

自主的に相談に来る人は良いが，来ない人が問題。しかし，誰が選任されているかを把握することは困難。公的機関として裁判所との連携がとれないか。

4 家庭裁判所による監督との関係

監督機関としての家庭裁判所にも限界がある。監督と支援を分離して，家庭裁判所は司法的監督に徹し，支援部分を公的機関が担うということができないか。

① 監督と支援の分離の可否

監督人として選任しない形での支援が可能か。

② 指示の利用可能性

支援機関に結びつけるために，特に親族後見人に対し，公的機関での研修受講や相談の指示（家審規 84）が出せないか。

5 後見人報酬

資力の無い者であっても後見人が選任される必要がある。後見人としての職務に対し適切な報酬が確保されるべきであり，資力が無い場合は国としての手当をすべきではないか。

① 報酬付与の公的助成－成年後見制度利用支援事業との連携

② 生活保護や介護保険等で後見人報酬を捻出できないか。

6 公的後見人

更生保護案件や危険な関係者がいる場合などは，個人や私人レベルでの後見人では対応が困難な場合がある。公的後見人の設置が必要ではないか。

パネラー報告の骨子

戸倉晴美（大阪家庭裁判所・裁判官）

1　裁判所（家庭裁判所。以下同じ。）は，後見を開始する審判をするときは，職権で成年後見人を選任し，監督をして，選ばれた後見人に不正や後見人としてふさわしくない事由があったときは解任することができることになっている。

・　利用者のための後見制度を考えるとき，裁判所において重要なのは，

①　事例にふさわしい後見人の選任と，

②　事例にふさわしい監督である。

・　すなわち，

①　最初の開始時においては，事案に応じて後見人に適格者（ふさわしい後見人）を選任することが重要である。後見人は，本人のかわりに財産を管理し，財産に関する法律行為について本人を代表する（民８５９）という大きな権限がある。

法律は，後見人は，本人の生活，療養看護，財産管理の事務を行うに当たっては，本人の意思を尊重し，心身の状態，生活状況に配慮しなければならないと定めており（民８５８），財産の管理をきっちりする（信頼がおける）ことは当然のこととして，これらに配慮できる者を選任する必要がある。

そのため法律は，後見人を選任するには，本人の心身の状態，生活，財産状況，後見人の職業，経歴，利害関係の有無，本人の意見，その他一切の事情を考慮して定めねばならないと定めている（民８４３④）。

家庭裁判所としては，これらの観点からふさわしい成年後見人を選任することになる。

②　次いで選任後は，後見業務について，その事例にふさわしい監督をし，不正を防ぐ監督をすることも重要である。

2　後見人の選任について

親族を選任することも多いが，

深刻な紛争があったり，訴訟などが予想されるようなときは弁護士を，

深刻ではないとしても法的な事務処理が必要な場合は司法書士を，

精神障害があり，専門的な対応が必要であるなどの事案では社会福祉士を，

税務関係の知識が必要な場合は税理士を，

というようにそれぞれの専門家の専門性を生かして本人のための後見業務を目指してもらっている。

このような専門家ではないが，市民後見人がふさわしいとして市民後見人を選ぶこともある。市民後見人は，一般市民の目で本人に寄り添った後見人活動を目指して，信頼の置ける組織に養成・支援され，後見業務に必要な知識を身につけた方々で，現在大阪市では養成と支援がある。さらに広い地域で養成されれば，市民後見人がふさわしい事例に広く選任することができると思われる。

いずれも，利用者のためにはこれら専門家団体からは，裁判所から後見人の推薦を依頼したときにスムースに適任者を推薦していただくことが，必要になる。

3　監督について

裁判所は，後見人に財産状況を報告させたり，調査したり，後見事務について，必要な指示をするなどの処分を命じることができることになっている（民法８６３条，家審規８４）。

後見人には本人に代わる大きな権限があり，後見人の恣意的な財産管理によって，本人に不利益な行為が行われないようにする必要がある。一方，後見人には，本人の意思に反しないよう，よりよい生活状況を目指して日々財産管理等の後見業務をしてもらう必要があり，そのためには裁量の範囲がある程度広くないと柔軟性をもったふさわしい後見業務ができなくなる。

後見人による使い込みなどの不正を防ぐことは重要であるが，そして裁判所においては，不正を防ぐために，適宜な時期に財産状況の報告を求め，財産の異動に不審な点があると，不正がないかを確認し，解任することでそれ以上の不正を防ぐようにすることになるが，具体的には，本人の財産からいくらを生活費に充てればよいのか，本人のために日々の交際費にいくら支弁すればよいか，いくらの自動車を買えばよいか，どのような家屋改修をすればよいか，庭木の手入れをする方がよいか，など日々発生する後見業務について，収入も，生活歴も，家族関係も，価値観も異なる全てのケースにおいて何が本人のためなのかを判断して指示することは一律ではなしえるところではない。

このように，家庭裁判所が全事件を詳細に監督することは不可能に近いので，組織としての倫理が確立されている弁護士会，司法書士会，社会福祉士会を初めとする関係団体が，これまで以上に後見人の給源となっていただくことが望ましい。また，監督自体も所属の団体が分担するような態勢の整備がなされることを希望する。

重要なことは，介護サービスの一面も有する成年後見制度の運営は，家庭裁判所だけでなく，行政も含めて社会全体で分担し，協力しあって進めて行くべきものであることを再確認し，関係者の連携をさらに強化することであろう。

以上

市長申立の状況

大阪市健康福祉局生活福祉部地域福祉課計画担当課長　朝間　一浩

1　大阪市の現実

・大阪市の年齢区分別人口構成比の推移

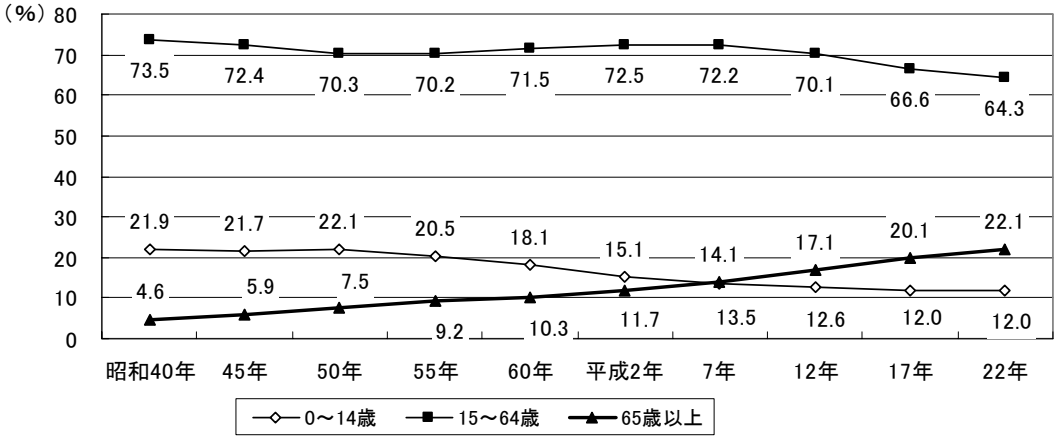

注：年齢不詳者を含むため、年齢区分別人口構成比の合計が 100%にならない場合がある。

（出典：各年 10 月 1 日「国勢調査」　総務省）

・６５歳以上の人がいる世帯の状況の推移

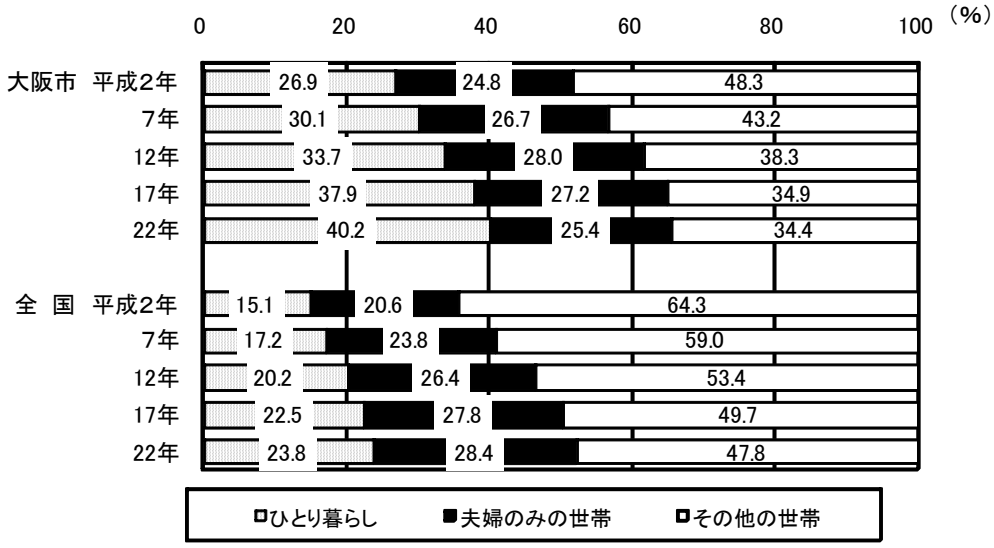

注：「夫婦のみの世帯」とは、夫・妻の少なくともいずれか一方が 65 歳以上の世帯。

（出典：各年 10 月 1 日「国勢調査」　総務省）

・高齢者人口及び高齢化率の推計

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
高齢化率	22. 1%	22. 3%	22. 3%	23. 0%	23. 8%	24. 5%
高齢者人口（千人）	586	592	595	614	635	654

※平成 21・22 年は各年 9 月末実績。

・高齢者単身世帯の増加

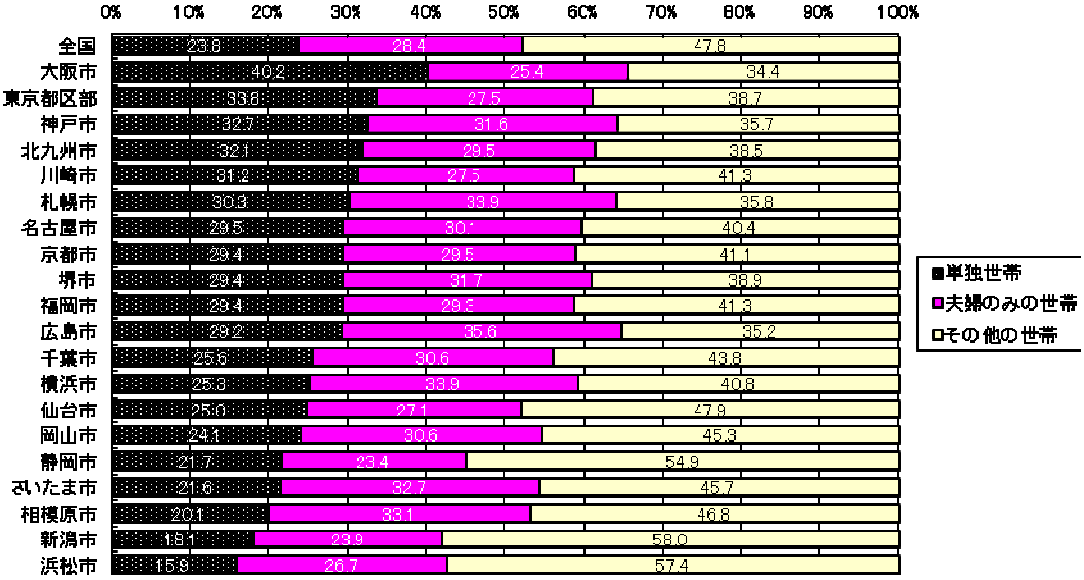

（出典：「国勢調査」平成 22 年 10 月　総務省統計局）

・大阪市における認知症の高齢者等

（単位：人）

	認知症の高齢者等	認定申請時の所在（再掲）				
		在 宅	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	その他の施 設
総　数	52, 711	30, 143	6, 802	4, 109	1, 050	10, 607
40～64 歳	1, 590	954	74	85	45	432
65 歳以上	51, 121	29, 189	6, 728	4, 024	1, 005	10, 175
65～74 歳	6, 946	4, 361	515	367	128	1, 575
75 歳以上	44, 175	24, 828	6, 213	3, 657	877	8, 600

（大阪市健康福祉局調べ・平成 22 年 11 月末日現在）

※１　本表における「認知症の高齢者等」は、「何らかの介護・支援を必要とする認知症がある高齢者」とされる「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱ以上の人としている。（「2015 年の高齢者介護」〈高齢者介護研究会　平成 15 年６月〉より）

※２　「その他の施設」には、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護適用施設、医療機関（医療療養型医療施設含む。）、ケアハウス、養護老人ホーム等がある。

※３　この推計は医学的に認知症と診断されたものではなく、要介護認定における認定調査結果を基に推計したもので、要介護認定を受けていない人は含まれていない。

・大阪市における高齢者虐待の相談及び通報件数の推移

高齢者虐待の相談・通報件数		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
養護者によるもの		416 件	491 件	461 件	534 件
通　報 窓　口	区保健福祉センター	146 件	191 件	163 件	173 件
	地域包括支援センター	270 件	300 件	298 件	361 件
うち虐待と判断した件数		297 件	355 件	340 件	376 件
通報 窓口	区保健福祉センター	105 件	128 件	123 件	112 件
	地域包括支援センター	192 件	227 件	217 件	264 件
養介護施設従事者等によるもの		15 件	22 件	23 件	29 件
	うち虐待と判断した件数	3 件	4 件	4 件	5 件

（大阪市健康福祉局調べ）

電話なども含め、連絡を取り合う家族や親族（複数回答あり）

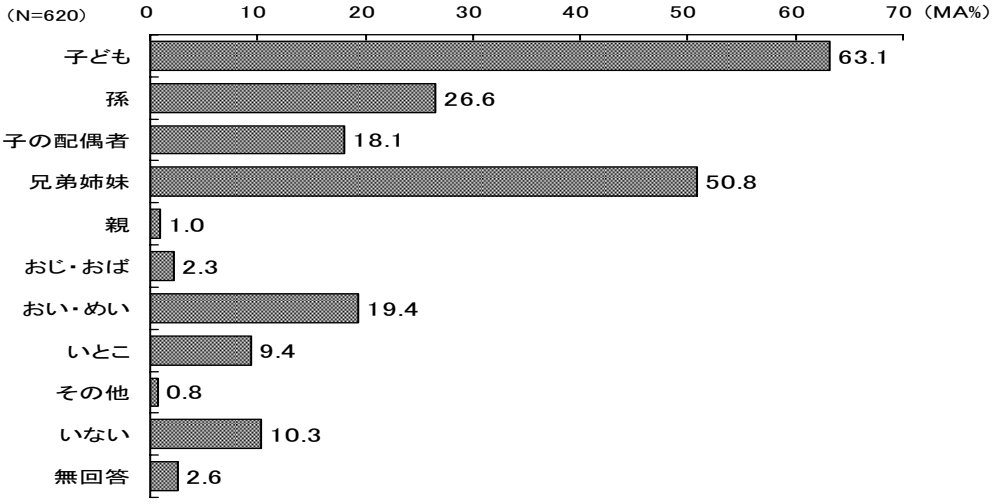

（ひとり暮らし高齢者調査より）

２　市長申立の状況（成年後見制度にかかる市長の後見等開始の審判請求）

・大阪市における市長申立件数

（件）

	件数	内　訳		
		高齢者	知的障害者	精神障害者
平成１３年度	８	５		３
平成１４年度	１９	１８		１
平成１５年度	２２	１４	６	２
平成１６年度	２６	２４	１	１
平成１７年度	４９	４３	３	３
平成１８年度	５６	４６	８	２
平成１９年度	６６	５６	３	７
平成２０年度	１２６	１００	１０	１６
平成２１年度	１４４	１１９	２２	３
平成２２年度	１４０	１２２	１４	４
平成２３年度	１０５	９０	１４	１
計	７６１	６３７	８１	４３

※　但し、各年度における調整会議での審議数

※　平成２３年度は９月末日現在の件数見込

（参考）　大阪家庭裁判所管内の件数　（最高裁判所資料）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
申立件数	512＊	809	1,085	1,383	1,518	1,500	2,002	1,931	2,299	2,345

平成12年は4月～12月(3月までの旧制度における件数は含まず)

３　今後の課題

・日常生活自立支援事業（あんしんさぽーと）

「公的支援システムの具体的あり方」
～リーガルサポートとしての取組み～

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
司法書士　芳　賀　　裕

１．設立目的と法人の現況

高齢者・障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者・障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与する。

（１）全国に 50 支部、会員 5,572 名
（２）理事の３分の１が外部理事、業務審査委員１０名中７名が外部委員
（３）事業執行の３大システム
①後見人等候補者名簿登載研修システム　②執務管理支援システム
③成年後見事業包括補償システム
（４）公益事業
①専門職後見人の養成・供給　　②専門職後見人の指導監督
③法人後見・法人後見監督　　④成年後見制度普及啓発
⑤成年後見制度の調査研究

２．「公的支援システム」構築の必要性

（１）成年後見人養成・供給組織の構築と運営
（２）「法人後見」として強度の他害性事案、困窮者事案等公益的事案の受任
（３）「親族後見人養成講座」「全国一斉無料成年後見相談会」等開催
（４）公益信託成年後見助成基金の設立
（５）市民後見人養成事業への関わり
⇒　実践と調査研究から「公的支援システム」構築の必要性を痛感

３．「公的支援システム」イメージ

制度の利用阻害要因（①申立人の不存在　②申立費用・後見人報酬負担　③後見人の不足等）を除去し、利用し易い制度にするとともに、様々な課題に全国統一基準に基づき対応できる「成年後見人の行動指針」「成年後見ガイドライン」の策定等の整備が必要とされる。

勿論、制度運用面における家庭裁判所の機能の一層の拡充・強化を図ることはこれらの大前提となる。

（１）組織面の支援システム　　（２）財政面の支援システム
（３）家庭裁判所の機能の拡充・強化

成年後見制度運用における公的支援態勢イメージ図

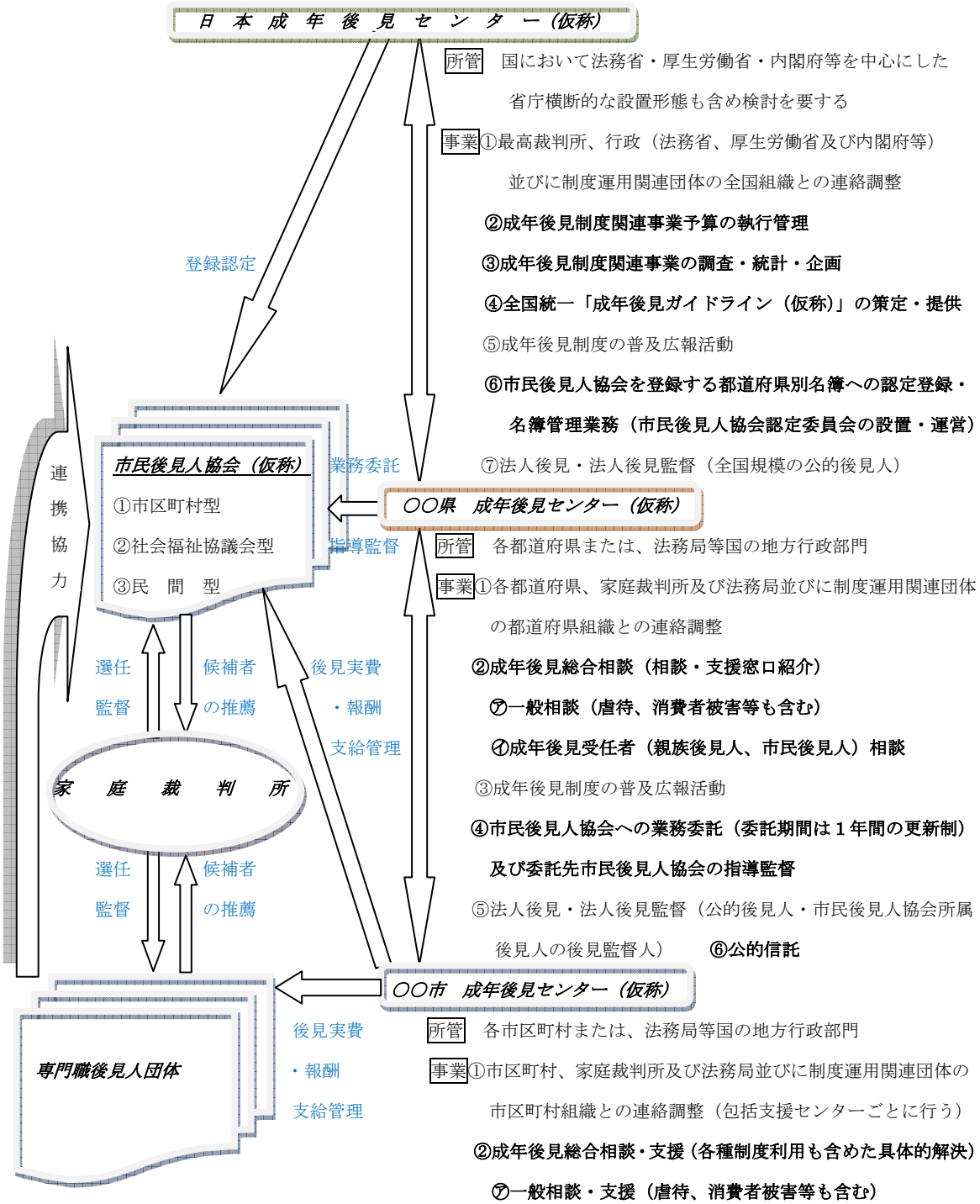

成年後見法学会第８回学術大会　　２０１１．１０．２９．

『公的支援システムの具体的ありかた

～横浜宣言の実質化に向けて～』　　社会福祉士　田村　満子

１．職能団体として、成年後見にまつわる活動

＊相談活動

たとえば、

・相談センターとして

・　都道府県、市町村センターの専門相談員として

・　対象について

＊　啓発活動

たとえば、

・　特に、福祉・医療関係者向け

・　市民向け

市町村申し立て支援

たとえば、

・　新任職員への研修

・　弁護士会と共同で、市町村申し立て実態と成年後見制度利用支援事業等予算や要綱類の実態調査

＊　申し立て機能の拡充

たとえば、

・　地域包括支援センターや相談等支援事業所相談員への研修

＊　直接受任

たとえば、

・　サポート体制

・　無報酬事案への手当て

２．近年の動向

＊　市民後見人の誕生

たとえば、

・　養成段階の関与

・　活動支援

・　職能団体との役割分担

＊　地域定着支援センターの誕生
たとえば、
・刑期満了以前からの選任
・　被疑者段階での受任

＊　個人受任の限界

３．公的支援システム
＊　システムなしのこれまでの１０年
たとえば、
・受任調整時に、「市民」「職能団体」「公的後見人」など

＊関係者を越えて、地域全体で意識する成年後見のありよう
・「私のこと」として、意識する制度の定着
・行政が主体となるシステムの構築
・ネットワークへの家庭裁判所の参画
・拠点の設置と、公的後見の必要性

・おわりに

本大会のまとめ（案）

超高齢社会にあるわが国の現状から，成年後見制度は，誰もが利用できる制度でなければならず，もはや家庭内の問題にとどまらない。今後も増加する制度利用においては家庭裁判所のみがその全てをカバーすることは不可能であり，行政も含めての役割分担が必要である。そこでは専門職団体等とのネットワークの拡充も不可欠となる。

1　次のような内容を有する公的支援機関を各市町村に設けるべきである。

①　制度内容や申立手続きについて相談を受け，具体的に支援できる機能あるいはネットワークを有している〔相談部門の設置〕

②　後見人の担い手（市民後見人等）の養成を行い，養成した者を適切な事案に選任できるシステムを備えている〔養成と受任調整の一体化〕

③　養成した市民後見人等が職務遂行を行うことに対し，監督という側面ではなく適切な支援という側面での相談助言体制を備えている〔支援体制の整備〕

④　親族後見人に対しても相談を受け助言する体制を備えている〔親族後見人支援〕

⑤　専門職も参加しいつでも専門的助言をえられる体制がある〔専門職等との連携〕

2　国は次のような措置を講ずるべきである。

①　司法と行政の適切な役割分担のための措置

家庭裁判所は司法としての監督機関に特化し，後見人等に対する支援は行政（厚労省）が担うものとして，それが可能となるよう法的整備を行うこと

②　後見人の担い手の質の確保のための措置

ⅰ　養成研修を実施できる機関の認定制

ⅱ　研修内容の標準化

ⅲ　市民後見人の資格制の検討

③　費用負担の措置

ⅰ　申立費用助成のための成年後見制度利用支援事業の要件の見直し

ⅱ　後見人報酬確保のための成年後見制度利用支援事業，生活保護，介護保険等による助成の整備

ⅲ　公的支援機関が適切な運営が可能となるよう助成を整備

④　公的後見人の設置

成年後見制度に関する横浜宣言

2010年10月4日
横浜にて

2010年10月2、3、4日に横浜にて開催された2010年成年後見法世界会議は、成年後見法分野における最初の世界会議であり、主催者および共催者は今後の世界において成年後見法が果たすべききわめて重要な意義と役割を改めて確認し、成年後見制度の適切な利用を広く世界に訴えるために「横浜宣言」を発することとした。

この「横浜宣言」は2010年成年後見法世界会議の参加者が3日間の会議の成果としてまとめたものである。Iとして世界に共通する問題を取り上げ、IIとして日本に特化した問題を取り上げることとする。

2010年成年後見法世界会議組織委員会は、本「横浜宣言」の起草に関与したすべての参加者に対して深甚なる謝意を表するとともに、本宣言が世界における成年後見法の一層の発展に寄与することを切望する次第である。

I. 世界の課題

1.　(共通する認識)

2010年10月2日より4日まで日本国横浜にて開催された2010年成年後見法世界会議の参加者たる私達は、次の事実を共通に認識するものである。

(1)　人口動態、社会変化、医学の進歩および生活条件の向上等によって全世界的に高齢者人口が増加している。

(2)　高齢者人口が増加している事実は、医療、年金、社会保障給付、住宅、移動手段といった社会的資源に大いなる衝撃を与えるものであり、次世代にとって主要な社会経済問題となる。

(3)　意思能力は加齢とともに低下することもあり、加齢によって精神に不具合をかかえる高齢者の数も増加している。

(4)　家庭内、施設内双方において弱い立場の高齢者に対する虐待の実態が白日の下にさらされつつある。

(5)　成年後見制度は高齢者を主たる対象としているが、精神疾患、学習障害、および後天的脳障害を有する若年者にも意思能力の有無は影響を及ぼしうる。

(6)　人権の保護は世界的潮流としては改善されつつあるものの、いまだ多くの国では成年後見関連の法整備は等閑視されたり、立ち遅れたりしており、事前の意思決定、能力判定時のベスト・プラクティス、能力を欠く成年者のための代替的意思決定の仕組みといった最新の考え方が考慮されるには至っていない。

2.　(2条約への賛意)

加えて、私達は次の2条約の指導原理と条項に賛意を表する。

(1)　２００９年1月1日に発効し、管轄権、準拠法、承認と執行、国家間協力を一元化した２０００年1月13日ハーグ国際私法会議「成年者の国際的保護に関する条約」

(2)　人権の普遍性、不可分性、相互依存性、相関性への支持、および障害を有する人が偏見なしに人権を享受できることの保障を条約締結国々に要求する２００６年１２月１３日国際連合「障害者権利条約」

3.　(成年後見制度の基本原則)

そのうえで次の5点をここに宣言する。

(1)　人は能力を欠くと確定されない限り特定の意思決定を行う能力を有すると推定されなければならない。

(2)　本人の意思決定を支援するあらゆる実行可能な方法が功を奏さなかったのでなければ、人は意思決定ができないとみなされてはならない。

(3)　意思能力とは「特定の事柄」「特定の時」の両方に関連するものであり、行なおうとする意思決定の性質および効果によって異なること、また同じ人でも一日の中で変動し得ることを立法にあたっては可能な限り認識すべきである。

(4)　保護の形態は、本人を守ろうとするあまり全面的に包み込み、結果としてあらゆる意思決定能力を奪うものであってはならず、かつ本人の意思決定能力への制約は本人または第三者の保護に必要とされる範囲に限定されるべきである。

(5)　保護の形態は適切な時期に独立した機関により定期的に見直されるべきである。

4.　(成年後見人の行動規範)

特定の時に特定の意思決定を行う能力を欠くすべての成年者は、意思決定過程において他に支援や代理を得ることができない場合には次のような資質を有する後見人を持つ権利があることを、更に宣言する。

(1)　本人に代わって意思決定を行なう際には適切に注意深く行動する。

(2)　公正かつ誠実に行動する。

(3)　本人の最善の利益を考えて行動する。

(4)　本人に明らかな危害が及ばない限り、本人の要望、価値観、信念を事前に知ることができ、または推認することができるときには、それらを最大限に尊重し、遵守する。

(5)　本人の生活に干渉する場合は最も制約が小さく、最も一般化された方法にとどめる。

(6)　本人を虐待、放棄、搾取から守る。

(7)　本人の人権、市民権を尊重し、これらの侵害に対しては常に本人に代わってしかるべき行動を取る。

(8) 本人の権利である年金、社会福祉給付金、福祉サービスなどを本人を支援して積極的に取得させる。

(9) 後見人という立場を私的に利用しない。

(10) 本人と利害対立が起きないよう常に配慮を怠らない。

(11) 本人が可能であればいつでも独立した生活を再開できるよう積極的に支援する。

(12) 本人をあらゆる意思決定過程に最大限参加させる。

(13) 本人の参加を奨励し、本人のできることは本人にまかせる。

(14) 正確な会計記録を付け、任命権者たる裁判所あるいは公的機関の要請に応じて速やかにそれを提出する。

(15) 任命権者たる裁判所あるいは公的機関より付与された権限の範囲で行動する。

(16) どのような形態の後見が継続して必要であるかについて定期的に見直しをうける。

5. 最後に

成年後見制度は自由の剥奪となり得ることもあり、人権に関わるものであること、また、世界中どこでも後見人の職務と義務は一般的に公的介入であることを認識したうえで、各国は専門性の基準を明らかにし、適切な監督手段を提供し、財源に裏付けされた納得できる枠組みを保障すべきである。この点に関する問題意識を目覚めさせ、今この場で私達が共通に認識し、賛同し、かつ宣言した条項の実現に必要な支援の獲得に向けて、「横浜宣言」が公的機関および各国政府に広く周知徹底されるべきものであることをここに再度宣言する。

II. 日本の課題

２０１０年成年後見法世界会議における日本からの参加者は、本宣言Iの趣旨に全面的な賛意を表明したうえで、特に国連の「障害者権利条約」とハーグ国際私法会議の「成年者の国際的保護に関する条約」を日本政府が早期に批准することを要望し、以下の事項を「横浜宣言」に含めることを確認し、これに海外からの参加者も同意した。

1. 現行成年後見法の改正とその運用の改善

(1) 全国の市区町村長が成年後見等に関する市区町村長申立てをさらに積極的に実施しうる体制を法的に整備すべきである。

(2) 成年後見制度を利用するための費用負担が困難である者に対しては公的な費用補助を行うべきである。

(3) 成年後見等の開始には本人の権利制限という側面があることに鑑み、原則として鑑定は実施すべきであり、また本人面接は省略すべきではなく、鑑定・本人面接の実施率が低水準にとどまっている現状を改善すべきである。

(4) 現行成年後見法は、成年後見人が本人の財産に関してのみ代理権を有すると規定しているが、成年後見人の代理権は財産管理に限定されるべきではなく、これを改めるべきである。成年後見人は、本人の医療行為に同意することができるものとすべきである。

(5) 現行成年後見制度に多く残されている欠格事由は撤廃すべきである。特に後見開始決定に伴う選挙権の剥奪には合理的根拠はなく、憲法で保障された普通選挙の理念に反し、基本的人権を著しく損なうものである。

(6) 任意後見制度は「自己決定権の尊重」に最も相応しい制度であるが、その利用は決して多いとはいえない。任意後見制度の利用を促進し、同時にその濫用を防止する立法的措置を講じるべきである。

2. 公的支援システムの創設

成年後見制度は、利用者の資産の多寡、申立人の有無等にかかわらず「誰でも利用できる制度」として位置づけられるべきであり、そのためには行政が成年後見制度全体を公的に支援することが不可欠である。このような公的支援システムは「成年後見の社会化」を実現するものであり、行政による公的支援システムの創設を提言する。成年後見制度の運用面における司法機能、とりわけ家庭裁判所の機能の一層の拡充・強化を図ることが公的支援システムの円滑な実施の大前提となるべきである。このような公的支援システムの創設は、本人の親族、一般市民、各専門職間のネットワークを拡充させ、適切な成年後見人の確保、成年後見制度の権利擁護機能の強化に資するものである。

3. 新たな成年後見制度の可能性

現行成年後見法の枠内にとどまることなく、常に新しい理念を求めてさらなる発展の可能性を模索すべきである。

(1) 現行成年後見法は後見、保佐、補助という３類型を前提としているが、とりわけ後見類型においては本人の能力制限が顕著である。国連の障害者権利条約第１２条の趣旨に鑑みて、現行の３類型の妥当性を検討する必要がある。同時に、成年後見手続における本人の保護に関する検討も必要である。

(2) 本人の能力制限をともなわない保護手段として信託の活用が考えられるが、日本においてはこのようなタイプの信託は普及していない。裁判所が信託設定に関与する成年後見代替型の信託制度導入について検討する必要がある。

(3) 交通事故被害者等の高次脳機能障害者が成年後見制度を殆ど利用していない現状を改善するために、新たな立法によって高次脳機能障害者が成年後見制度を利用しやすくするための方途を講じるべきである。

2010年成年後見法世界会議
組織委員会
参加者一同

事　務　連　絡
平成 23 年 6 月 30 日

各 都道府県 高齢者保健福祉担当課
認知症対策等総合支援事業担当係長　殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室認知症対策係長

市民後見推進事業の実施状況の公表について

日頃より、高齢者の権利擁護の推進に御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）」が本年 6 月 22 日に公布されました。この改正法により老人福祉法の一部が改正され、市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること、都道府県は、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとすることとされました（平成 24 年 4 月 1 日施行）。

一方、市民後見人の養成など、地域において市民後見の取組を推進するための「市民後見推進事業」については、「平成 23 年度介護保険事業費補助金（認知症対策等総合支援事業のうち市民後見推進事業分）の内示について」（平成 23 年 5 月 30 日老推発 0530 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知）により内示され、「平成 23 年度介護保険事業費補助金（認知症対策等総合支援事業）の予算執行について」（平成 23 年 5 月 30 日付け当職事務連絡）の 3．のとおり、市民後見人の養成や活動の支援に関する事業を実施していない市区町村の今後の取組の参考に資するため、事業の実施状況を厚生労働省ホームページ等において公表する予定である旨をお知らせしたところですが、今般、下記の通り公表することとしたので、ご了知願います。

なお、管内市区町村に対しては、貴職よりご周知いただくようお願いします。